

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例 (商品先物取引法に基づく委託者保護基金)
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税: 義) (国税) (法人住民税、法人事業税: 義 (自動連動)) (地方税)
		②: 上記以外の税目	—
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>商品先物取引の委託者保護のため、商品先物取引法第 279 条の規定に基づき日本商品委託者保護基金が設立されており、商品先物取引業者が破綻し、委託者に対する資産の返還ができない場合に、日本商品委託者保護基金がこれを補填するペイオフ等のための財源として委託者保護資金制度を設けている。商品先物取引業者は、委託者保護資金に充てるため、同法第 314 条第 1 項の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に対し負担金を納付しなければならない。</p> <p>この制度の財源の維持・充実を図るため、会員である商品先物取引業者が納付する負担金の損金算入を可能とする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号)</li> <li style="padding-left: 20px;">第 66 条の 11 第 1 項第 5 号</li> <li style="padding-left: 20px;">旧第 68 条の 95 (令和 4 年 3 月 31 日まで)</li> <li style="padding-left: 40px;">: 令和 2 年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止 (令和 4 年 4 月 1 日施行)</li> </ul>
4	担当部局		農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 商品取引グループ
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 4 年 5 ~ 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度 ~ 令和 3 年度
6	創設年度及び改正経緯		平成 22 年創設 平成 25 年度税制改正において、改正金商法に対応するため租税特別措置法施行令第 39 条の 22 を改正。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 委託者が商品を安心して取引できる市場環境を整備することにより、委託者の財産を保護する。

		<p>《政策目的の根拠》  ○商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）  （目的）  第二百七十条 委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。</p>														
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標]  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]  食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野]  新たな価値の創出による需要の開拓</p>														
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  日本商品委託者保護基金は委託者保護業務を行うことを目的として設立された法人であり、商品先物取引業者から負担金を徴収して補償対象債権の支払い等に要する費用に充てるための資金（委託者保護資金）を設けることにより、商品先物取引業者が破綻した際のペイオフ等に対する的確な対応を行い、適正な取引秩序に基づく市場の発展、委託者が安心して参加できる市場の実現を図ることが可能となる。</p> <p>【委託者保護資金の造成水準の目標】</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1" data-bbox="595 1279 1406 1449"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 日本商品委託者保護基金 業務規程。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  委託者保護のために、商品先物取引業者が破綻した際のペイオフ等に対する的確な対応を行い、委託者資産の確実な返還を果たすことが重要である。  委託者資産の確実な返還を担保する委託者保護資金の維持・充実を図るために、商品先物取引業者が納付する法定の義務負担である負担金について損金算入の特例を設けることにより、委託者保護資金の適切な維持を通じて、委託者が安心して参加できる市場の実現に寄与することとなる。</p>		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (目標)	資金	98	98	98	98	98	98
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (目標)										
資金	98	98	98	98	98	98										

9	有効性等	①: 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29年度 (実績)</th> <th>平成 30年度 (実績)</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 商品取引グループ調べ。</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。</p> <p>※ 平成29年度～令和2年度の適用数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ調べを採用。</p> <p>※ 令和3年度の適用数はまだ国会報告がされていないことから、上記の農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 商品取引グループ調べを採用。</p> <p>負担金は、①商品先物取引業者が新たに日本商品委託者保護基金の会員となった場合、及び②ペイオフ等により委託者に保護資金の残額が所定の造成水準を下回った場合に納付されるものである。</p> <p>今回の分析対象期間内においては、新たに日本商品委託者保護基金の会員となった商品先物取引業者はおらず、また、ペイオフ等の発動による委託者保護資金の利用がなかったことから、適用数は0である。</p>		平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	適用数	0	0	0	0	0										
			平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)																		
適用数	0	0	0	0	0																				
②: 適用額	<p>【適用額】</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29年度 (実績)</th> <th>平成 30年度 (実績)</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 商品取引グループ調べ。</p> <p>※ 平成29年度～令和2年度の適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部商品取引グループ調べを採用。</p> <p>※ 令和3年度の適用額はまだ国会報告がされていないことから、上記の農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 商品取引グループ調べを採用。</p>		平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	法人税	-	-	-	-	-	法人住民税	-	-	-	-	-	法人事業税	-	-	-	-	-
	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)																				
法人税	-	-	-	-	-																				
法人住民税	-	-	-	-	-																				
法人事業税	-	-	-	-	-																				

○分析対象期間内の適用数が0であるため、適用額も0である。

③ 減収額

【減収額】

単位：円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人税	-	-	-	-	-
法人住民税	-	-	-	-	-
法人事業税	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

※ 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 商品取引グループ調べ。

※ 平成29年度～令和2年度の減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の減収額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部商品取引グループ調べから算出。

※ 令和3年度の減収額はまだ国会報告がされていないことから、上記の農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 商品取引グループ調べから算出。

○分析対象期間内の適用数が0であるため、減収額も0である。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

本措置により、委託者保護資金の維持・充実が達成されており、取引秩序に基づいた市場の発展、委託者が安心して参加できる市場が実現されている。なお、今回の分析対象期間内においては、商品先物取引業者の新規加入や破綻等がなかったことから、委託者保護資金の残額の変動はない。

【委託者保護資金の残額】

単位：千万円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
目標	980	980	980	980	980
実績	985	985	985	985	985
達成率	101%	101%	101%	101%	101%

※ 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 商品取引グループ調べ。

※ 小数点以下は四捨五入。

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>分析対象期間内においては、商品先物取引業者の新規加入や破綻等がなかったことから、本措置を適用した実績はないが、委託者保護のため引き続き本措置を通じて、委託者保護資金の維持・充実を図ることが必要である。</p>
		⑤: 税込減を是認する理由等	本措置により委託者保護資金の維持・充実が実現し、委託者保護に寄与することから、税込減を是認する効果があるといえる。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>商品先物取引業者は商品先物取引法により委託者保護基金への加入（第 276 条）及び負担金の納付（法第 314 条）が義務付けられており、委託者保護資金の維持・充実のため、この負担金について税制上の損金算入の措置が講じられることは妥当である。</p> <p>また、負担金の損金算入は継続的に発生するものではなく事前に把握することは困難であるため、予算措置で対応するのは困難であり、税制の措置で手当てすることが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、地方公共団体との関係はない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		分析対象期間内において本措置を適用した例はないが、委託者が安心して取引できる市場整備のため、引き続き本措置を実施する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 4 月